

4 市たばこ税

(1) 年度別課税標準本数及び調定状況

区分		年度				
		30	元	2	3	4
課税標準本数 (千本)		548,381	496,699	476,728	464,570	455,127
内訳	紙巻たばこ 3級品 (千本)	17,010	8,463			
	紙巻たばこ 3級品以外 (千本)	501,161	488,102	455,134	441,148	455,024
	手持品課税 (千本)	30,210	134	21,594	23,422	103
調定額 (千円)		2,796,892	2,812,337	2,673,921	2,783,825	2,981,363
前年度比 (%)		97.6	100.6	95.1	104.1	107.1

(2) 税率

区分	税率
平成元年度～平成8年度	1,000本につき 1,997 円
	旧3級品は1,000本につき 948 円
平成9年度～平成10年度	1,000本につき 2,434 円
	旧3級品は1,000本につき 1,155 円
平成11年度～ 平成15年6月30日まで	1,000本につき 2,668 円
	旧3級品は1,000本につき 1,266 円
平成15年7月1日～ 平成18年6月30日まで	1,000本につき 2,977 円
	旧3級品は1,000本につき 1,412 円
平成18年7月1日～ 平成22年9月30日まで	1,000本につき 3,298 円
	旧3級品は1,000本につき 1,564 円
平成22年10月1日～ 平成25年3月31日まで	1,000本につき 4,618 円
	旧3級品は1,000本につき 2,190 円
平成25年4月1日～ 平成28年3月31日まで	1,000本につき 5,262 円
	旧3級品は1,000本につき 2,495 円
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	1,000本につき 5,262 円
	旧3級品は1,000本につき 2,925 円
	手持品課税1,000本につき 430 円
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	1,000本につき 5,262 円
	旧3級品は1,000本につき 3,355 円
	手持品課税1,000本につき 430 円
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	1,000本につき 5,262 円
	旧3級品は1,000本につき 4,000 円
	手持品課税1,000本につき 645 円
平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	1,000本につき 5,692 円
	3級品は1,000本につき 4,000 円
	手持品課税1,000本につき 430 円
令和元年10月1日～ 令和2年9月30日	1,000本につき 5,692 円
	手持品課税1,000本につき 1,692 円
令和2年10月1日～ 令和3年9月30日	1,000本につき 6,122 円
	手持品課税1,000本につき 430 円
令和3年10月1日～	1,000本につき 6,552 円
	手持品課税1,000本につき 430 円